

※令和7年度より、助成金の対象を一部変更いたします。

<変更点>

児童生徒の福祉活動や地域との交流を目的としていただきたいので、校務の方や先生が行う活動、また学校内の環境整備については、助成金の対象外とさせていただきます。

花作りに関しては、プランターや鉢を使い、児童生徒が自分たちで花を育て、交流事業や施設訪問時のプレゼントや、学校外の地域の花壇整備などにご活用ください。

## 児童生徒の福祉活動助成金申請マニュアル

本事業は、未来の地域福祉を担う子供たちが、福祉に関する活動や体験、地域との交流を通じて、思いやりの心を育むことを目的としています。

各学校で行われている福祉体験学習や、地域の方々が参加するイベント（お芋ほり、運動会など）において、ぜひご活用ください。

福祉体験や外部講師の手配、地域への周知方法などについては、社協にご相談いただければ、幸いです。

<年間の流れ>

4月	社協 → 学校	案内通知を送付
5月	学校 → 社協	申請書を提出
6月	社協 → 学校	決定・非該当通知を送付、助成金お渡し
6月～	学校 → 社協	事業終了後、実績報告

<申請に必要な書類>

- (1) 児童生徒の福祉活動助成金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書・収支予算書（様式1-2）

<お渡し時に必要な書類>

- (1) 児童生徒の福祉活動助成金交付請求書謙領収書（様式第2号）

<実績報告に必要な書類>

- (1) 児童生徒の福祉活動助成金交付実績報告書（様式3）
- (2) 事業実績報告書（様式3号-2）
- (3) **領収書等・事業写真**の写し（様式3-3）

※事業写真は本会の広報で使用させていただく場合があります。予めご了承ください。

事業終了後、速やかに提出をお願いいたします。

提出期限は2月末日（ただし、土日祝日の場合はその前日）です。